

蒲都市
重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月
蒲都市福祉部福祉課

目次

はじめに（計画の背景・趣旨）	1
第1章 重層的支援体制整備事業について	2
1 重層的支援体制整備事業の概要	2
2 重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援	2
3 蒲郡市の目指すべきところ	4
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画について	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画の見直し	5
第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	6
1 包括的な相談支援	6
2 参加支援	12
3 地域づくりに向けた支援	17
重層的支援体制整備事業実施体制表	19
第4章 計画の推進	23
1 推進体制	23
2 体制強化に関する取組	23
資料（用語解説）	

はじめに（計画の背景・趣旨）

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行など、社会環境の変化を背景として、高齢者の孤独死、児童や高齢者、障がいのある方に対する虐待、いわゆる「8050 問題」やひきこもり、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、こどもの貧困の問題など、様々な問題が顕在化しており、複雑で複合的な生活課題を抱える家庭が増加しています。

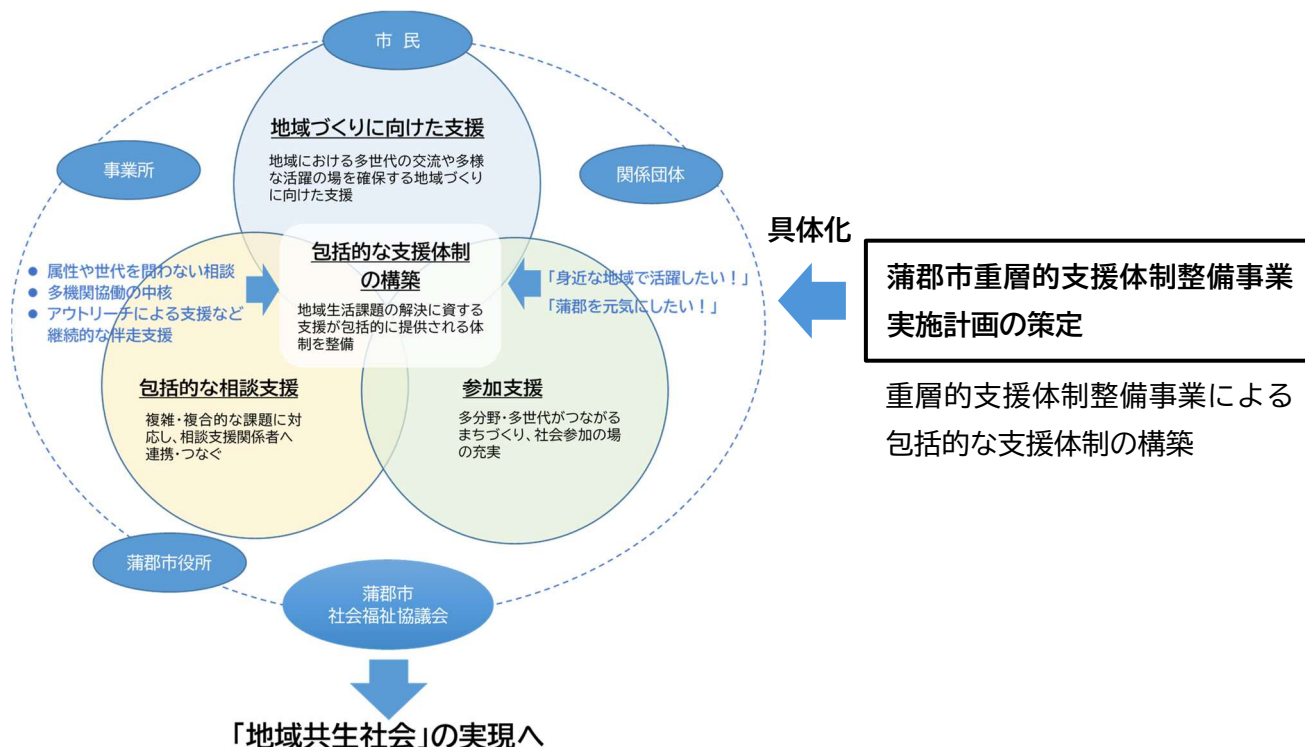
こうした中、国では令和2年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）を改正し、重層的支援体制整備事業を創設しました。この事業は、上記のような問題・課題に対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するものです。

また、本市では、高齢者・障がいのある方・こども・生活困窮などの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現に向けて、令和2年度に第3期蒲郡市地域福祉計画（以下、「地域福祉計画」という。）を策定しました。

この計画では、「がまごおりの福祉は、みんなで支える、つくる！」を基本理念として掲げ、市民、関係団体、事業所、行政の協働によって、様々な相談を受け止める「包括的な相談支援」体制の構築とともに、地域社会への多様な「参加支援」、そして、市民の積極的な交流や参加の促進、地域での居場所づくりなど「地域づくりに向けた支援」を一体化した、包括的な支援体制の構築を目指すこととしております。

そして、本市は地域福祉計画を具体的に推進するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、「蒲郡市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

<目指すべき姿と重層的支援体制整備事業実施計画>



第1章 重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月に施行された事業で、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、ヤングケアラーの問題など、従来の高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野別の制度では十分に支援しきれない、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために設けられたものです。

本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、分野間の円滑な連携を促し、蒲郡市全体の支援機関・地域の関係者が相談を包括的に受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「包括的な相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとされています。

2 重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

次の（１）～（３）の3つの支援を一体的に行うことにより、市民からの相談を包括的に受け止め、関係機関が一体となって支援を進めるとともに、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域の環境整備の2つの側面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築・強化します。

このセーフティネットの機能により、本人と支援者や関係機関、地域住民の継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自立的な生活を支えていきます。

（１）包括的な相談支援

- ⇒ 介護、障がい、子育て、生活困窮といった属性や、年齢や内容に関わらず相談を受け止め、様々な支援機関と地域住民でタッグを組んで支援します。
- ⇒ ヤングケアラーなどの介護問題、育児問題、ひきこもり、生活困窮等の課題が重なり、複雑化・複合化する困りごとを受け止め、他機関・多機関で連携して各支援機関の役割分担を行います。
- ⇒ 住民にとって身近な地域において相談にのり、専門的な相談機関へつなぎます。

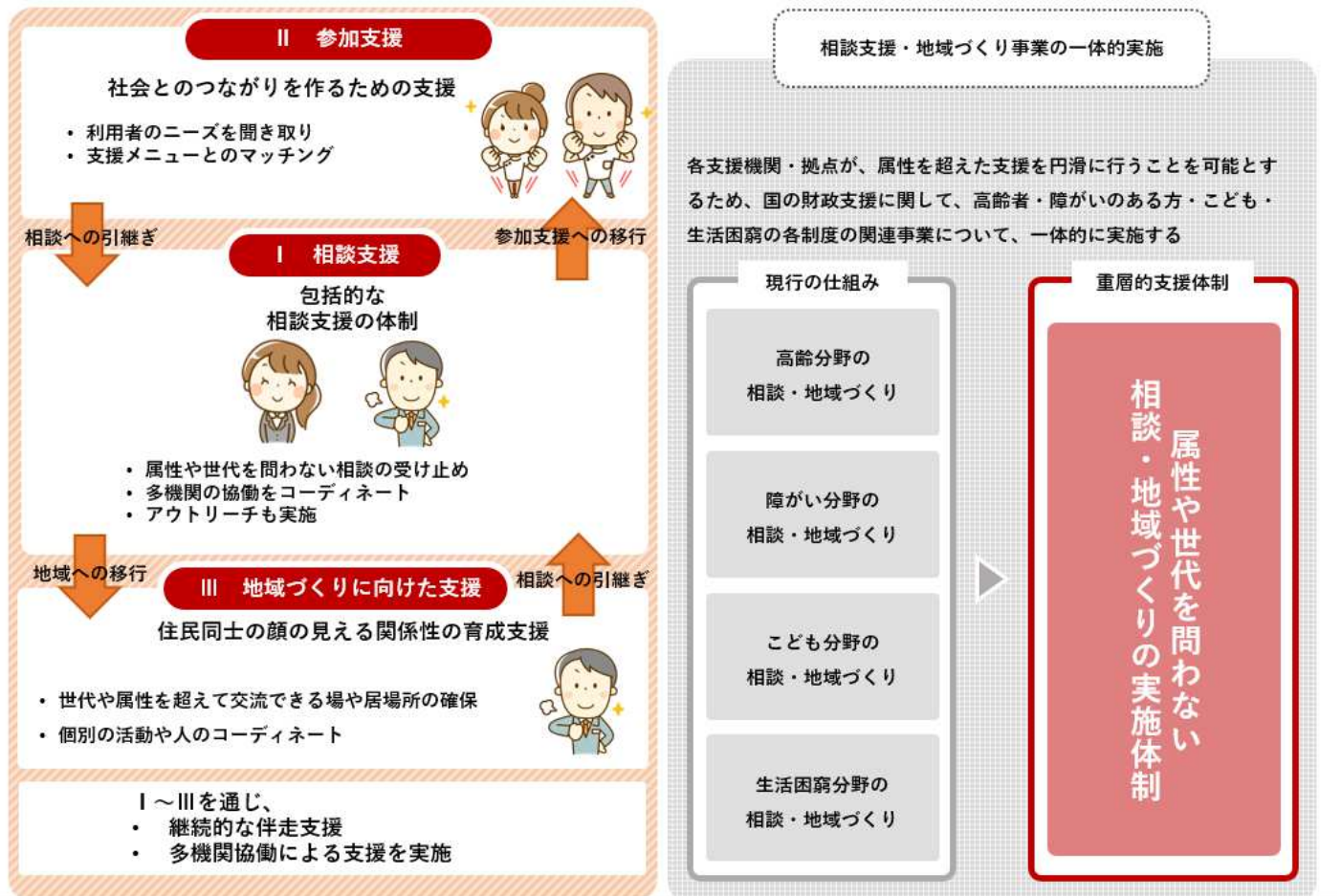
（２）参加支援

- ⇒ 「悩み」や「生きづらさ」を抱えた人に、社会とのつながりを作る支援を行います。本人の希望を踏まえて、役割を持って参加できる場所について、丁寧なマッチングやメニューを作ります。

(3) 地域づくりに向けた支援

⇒ 「生きづらさ」を感じている人などの困りごとをキャッチし、地域住民と顔の見える関係づくりや多世代交流を通じて、「つながり続けること」を応援します。

〈重層的支援体制整備事業（法第106条の4第2項）の全体イメージ〉



〈重層的支援体制整備事業〉

法第 106 条の 4 第 2 項		事業名	既存制度の対象事業
第 1 号	イ	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センター運営事業
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【こども】利用者支援事業
	ニ		【生活困窮】自立相談支援事業
第 2 号		参加支援事業	新規
第 3 号	イ	地域づくり事業	【高齢】地域介護予防活動支援事業
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【こども】地域子育て支援拠点事業
	ホ		【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第 4 号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規
第 5 号		多機関協働事業	新規
第 6 号		支援プランの作成	新規

(厚生労働省より)

3 蒲郡市の目指すべきところ

本市は、市民の多様化する生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制の構築を進める第一歩として、「蒲郡市福祉総合相談室」（市役所本館 1 階）を令和 4 年 10 月に開設しました。

これにより、年齢や障がいの有無などの「属性」、介護、障がい、子育て、生活困窮などの「分野」、悩みや困りごとの「内容」に関わらず、相談を受け止め、様々な支援機関と地域住民が一体となって支援する相談窓口ができました。

また、福祉の総合相談や多分野にまたがる複合的な課題を解決するためのコーディネート（多機関協働）の機能とともに、行き場のない悩みを抱えた人に寄り添う伴走支援（アウトリーチ等を通じた継続的な支援）の機能の充実を進めています。

本市は、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、これまでの取組の成果と強みを最大限に活かしながら、各分野で進めてきた支援を横断的かつ一体的に実施することで、地域福祉計画の一層の推進につなげます。また、市内関係機関に対して蒲郡市福祉総合相談室の周知を徹底し、支援者側の蒲郡市福祉総合相談室に関する認知向上を図ります。

身近な地域から困っている人を支援につなげられるよう、地域づくりを進め、地域からアウトリーチへつなげます。

多機関協働及びアウトリーチ等を通じた継続的な支援により、これまで支援先につながらなかった人に対して、新たな糸口による支援の推進に取り組みます。

以上のことを踏まえ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現を目指します。

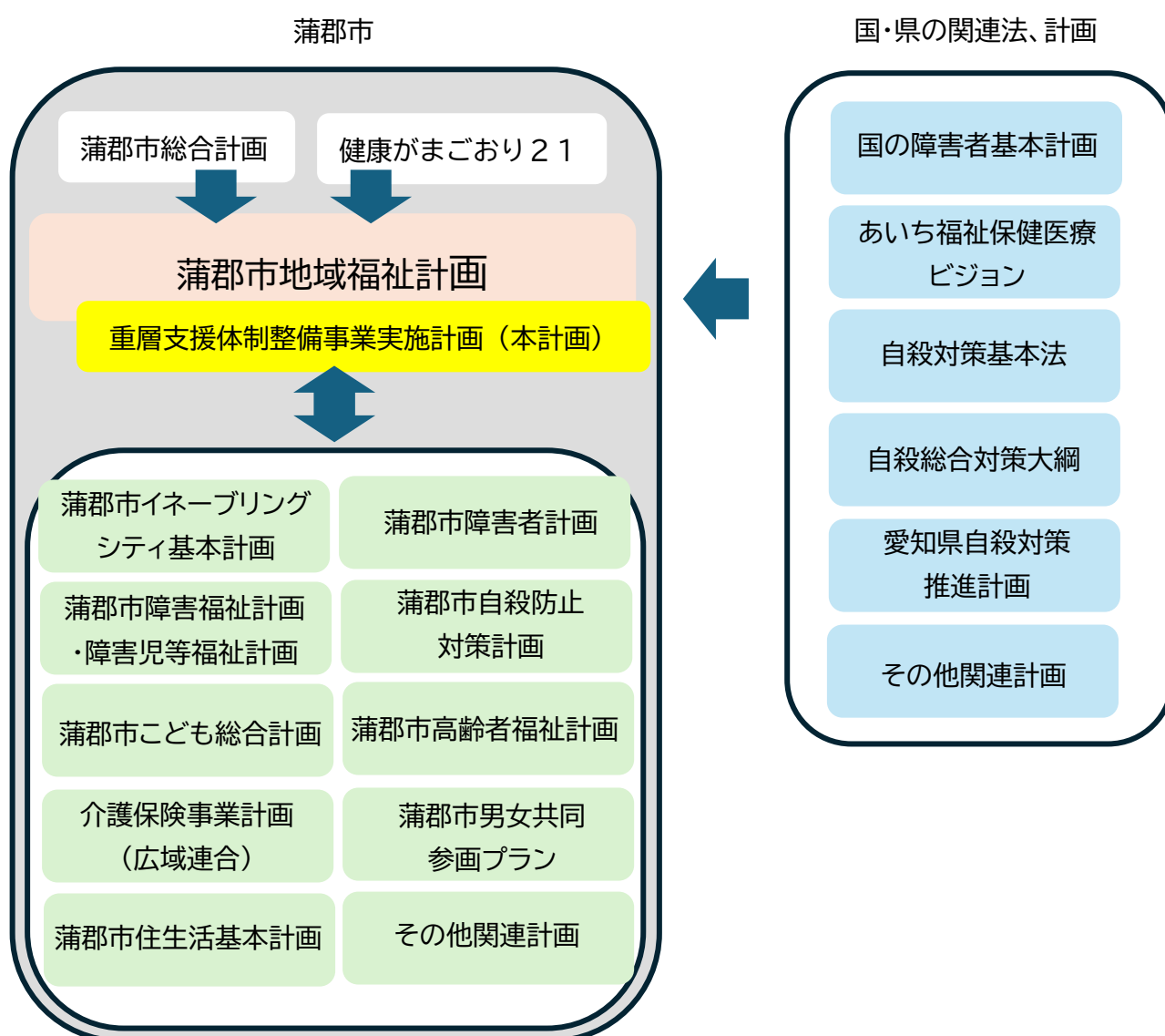
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、地域福祉計画における「基本目標1 生活支援の要望をかなえる身近な基盤をつくる」「基本目標2 住民同士のまとまりと福祉活動の担い手をつくる」に資する計画であることから、地域福祉計画の実施計画としても位置づけ、地域福祉計画との整合性・調和を図りながら推進します。

<計画の位置づけ>



2 計画の見直し

本計画は、社会情勢や法律等の変化があった際など、必要に応じて適宜見直しを行います。

第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

1 包括的な相談支援

相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の支援事業者では解決が難しい事案は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援する体制を整備します。

包括的な相談支援については、次の3つの事業を実施します。

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 多機関協働事業
- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 包括的相談支援事業に関する体制

包括的相談支援事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援の取組を一体的に実施することで、相談者の属性に関わらず、市民からの相談を幅広く受け止めます。

受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎます。

課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関における役割分担の整理が必要な事案の場合には、多機関協働事業につなぎ、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

本市では、総合相談窓口として、蒲郡市福祉総合相談室を設けるとともに、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野に相談窓口を設け、連携・協働しながら支援を行います。

(2) 多機関協働事業に関する体制

多機関協働事業は、関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した問題を有する事案に対して支援を行うものです。

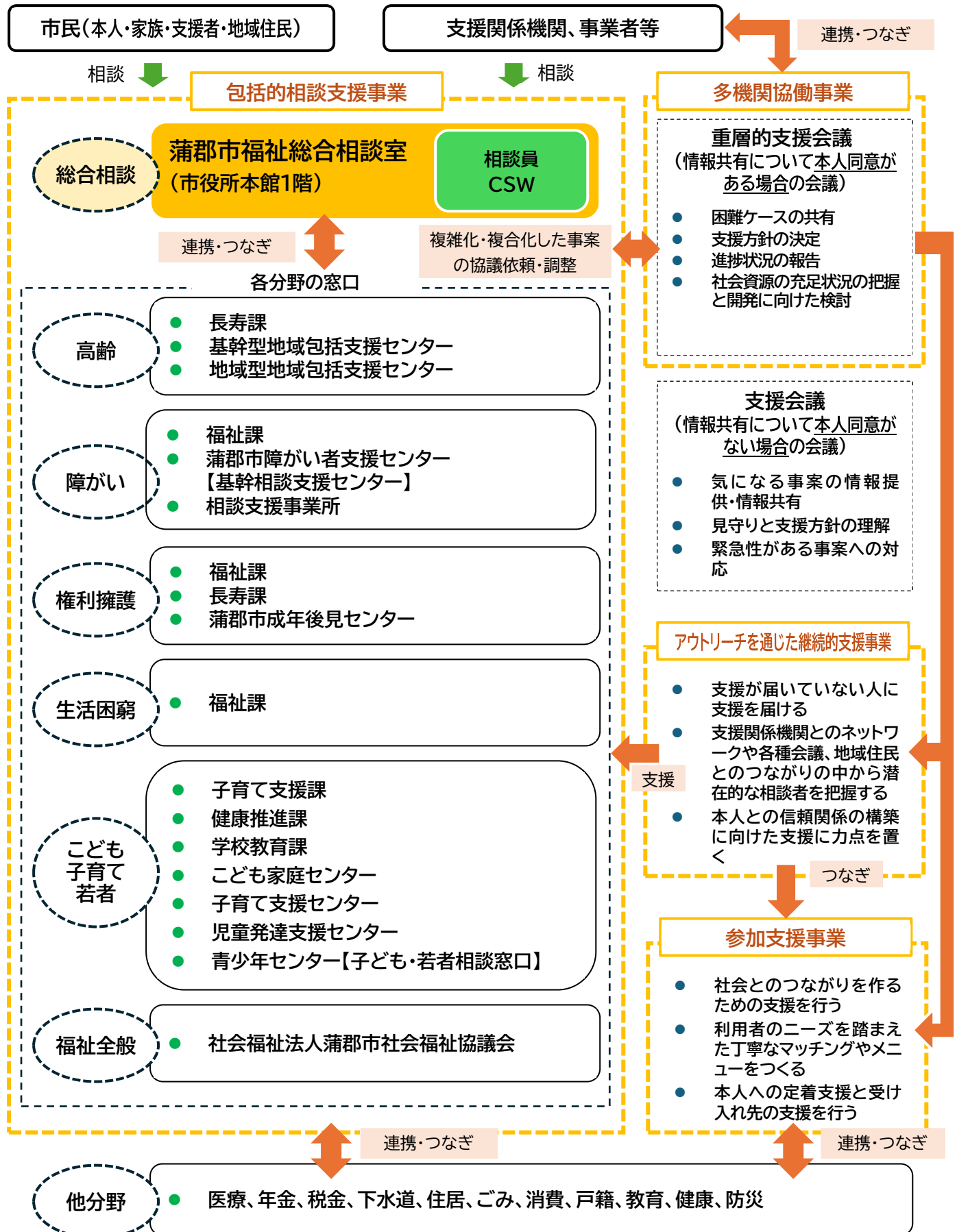
支援にあたり関係機関が抱える課題の把握や、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事案全体の調整機能の役割を果たします。

本市では、福祉総合相談室に相談員・コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）を配置し、支援機関との連携強化を図ります。

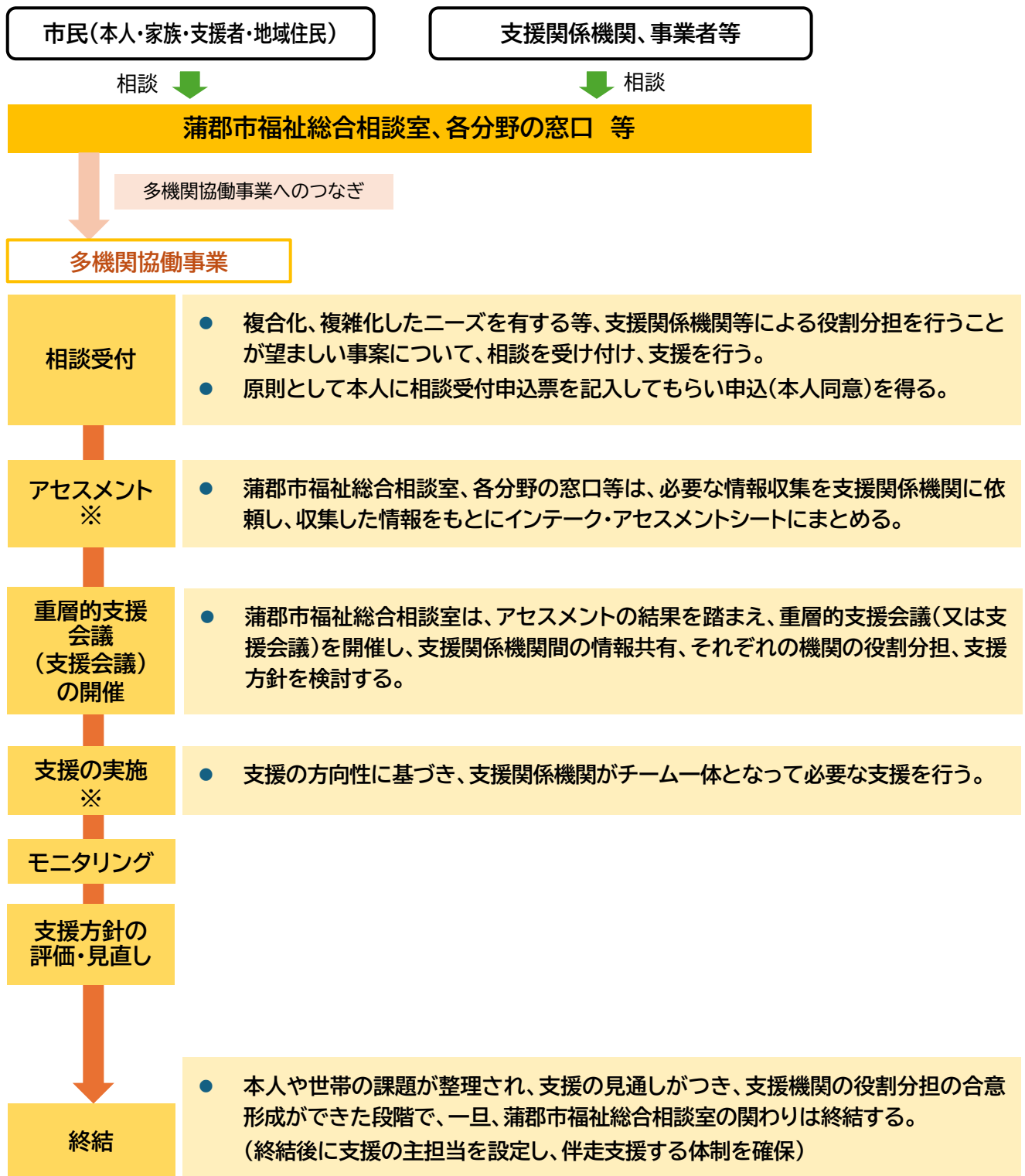
包括的相談支援事業において一定の解決を試みますが、制度の狭間にあるものや解決が困難な事案については、この多機関協働事業につなぎ、事案によっては相談員が重層的支援会議（又は支援会議）を開催し、調整を行った上で、多機関協働によるチーム支援を実施します。

また、調整等を行う中で、相談員やCSWにより、アウトリーチを通じた継続的支援事業や参加支援事業へつなぐなど、多様な支援を想定します。

〈本市の重層的支援体制整備事業における“包括的な相談支援に関する体制”の全体イメージ〉



〈多機関協働事業の概略〉



※アセスメント、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

◆重層的支援会議及び支援会議の実施方法

本市では、蒲郡市福祉総合相談室に配置する相談員を中心に、市の関係課の職員、その他事案に応じて参加者を調整し、重層的支援会議（又は支援会議）を随時開催します。

〈重層的支援会議（本人同意あり）の開催方法等〉

会議の役割	会議の構成員
● 困難ケースの共有 課題が複雑化・複合化した事案について、市・支援関係機関で情報共有を行う。 ● 支援方針の検討 挙げられた事案に対し、必要な支援を検討し、支援方針を決定する。必要であれば、他機関協働と連携を図りながら、役割分担を行い適切な支援機関へつなぐ。 ● 進捗状況の報告 過去に共有・支援方針を検討した事案について、進捗状況の報告を行う。また、場合によっては支援方針の再検討を行う。 ● 社会資源の把握と開発に向けた検討 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、新たな資源の開発に向けた取組を検討する。（重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合もあり得るため、ケースに応じて、当会議では課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも想定する。）	● 蒲郡市福祉総合相談室の相談員・CSW ● 市の関係課の職員 ● ケース担当職員 ● その他、事案の内容に応じて、関係する支援機関（生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など） ※重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も想定する。
会議開催のタイミング	
● 基本的には定期開催（月1回程度）とするが、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。	
会議の開催方法	
● 蒲郡市福祉総合相談室が主催する。（市は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力を行う。） ● 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など、既存の会議体と組み合わせる方法も検討する。	
個人情報の取扱い	
● 相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、個人情報について支援関係機関等との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。	

〈支援会議（本人同意なし）の内容等〉

会議の役割	会議の構成員
● 情報提供・情報共有 本人の同意が得られる前に、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などを共有する。 ● 支援方針の検討 挙げられた事案に対し、必要な支援を検討し、支援方針を決定する。	● 市職員(福祉、就労、税務、住宅、教育等) ● 支援関係機関の支援員 ● その他の支援関係機関の相談支援員 ● サービス提供事業者 ● 社会福祉協議会 ● 民生委員・児童委員 等
会議のタイミング	
● 基本的には定期開催(月1回程度)とするが、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。	
個人情報の取扱い	
● 本人同意を得る前に開催するもので、会議の構成員に守秘義務を設ける。	

（３）アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制

アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した生活課題を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

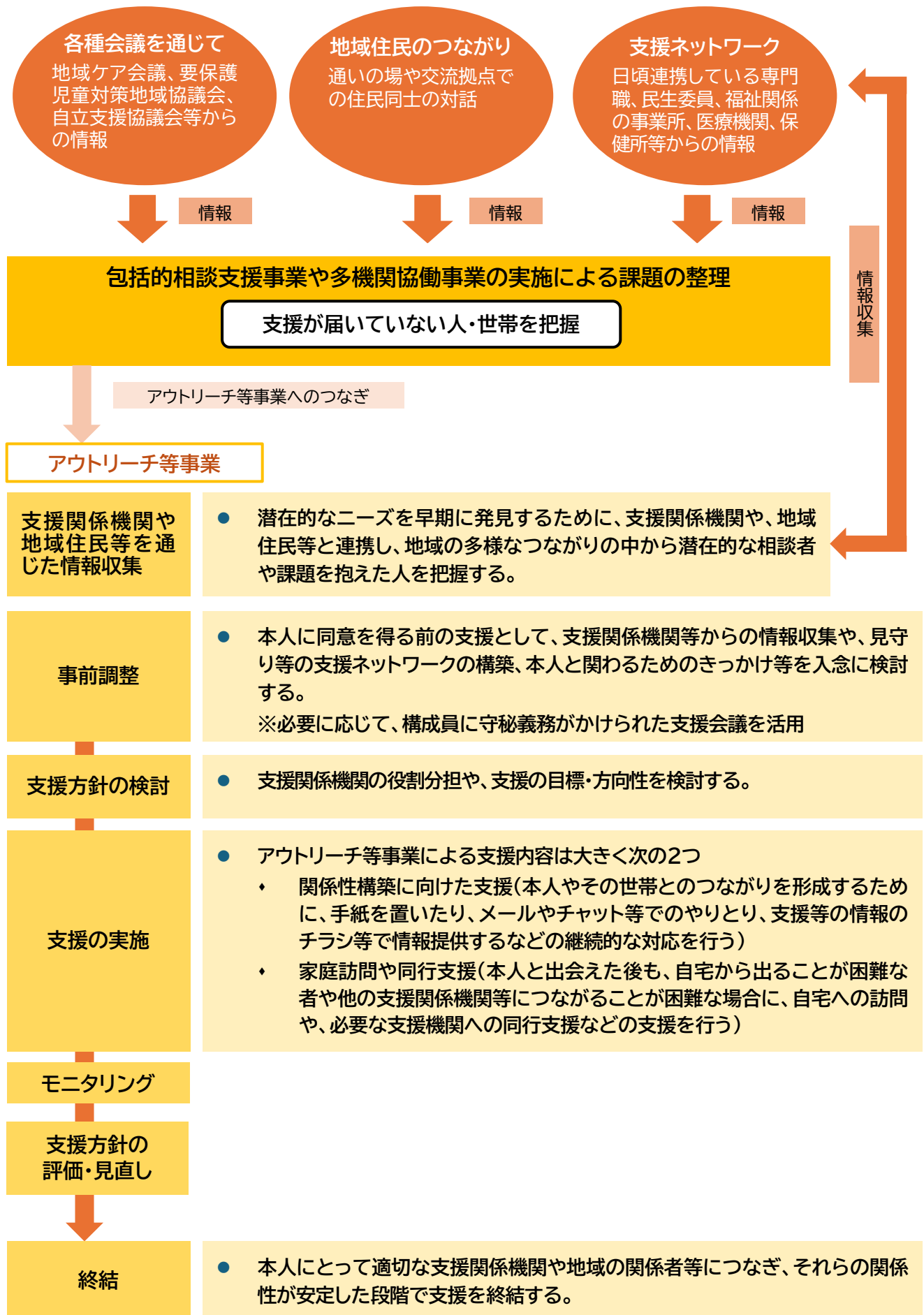
このような潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯を早期に把握するため、相談員やＣＳＷ、生活支援コーディネーター（以下「ＳＣ」という）、市の関係課が各分野の相談支援機関との連携を強化することで、積極的な情報収集に努めます。

また、訪問や電話相談等を行うことで、対象者本人やその家族との関係性の構築に向けた働きかけを行います。

ただし、該当する事案の中には、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態も想定されることから、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

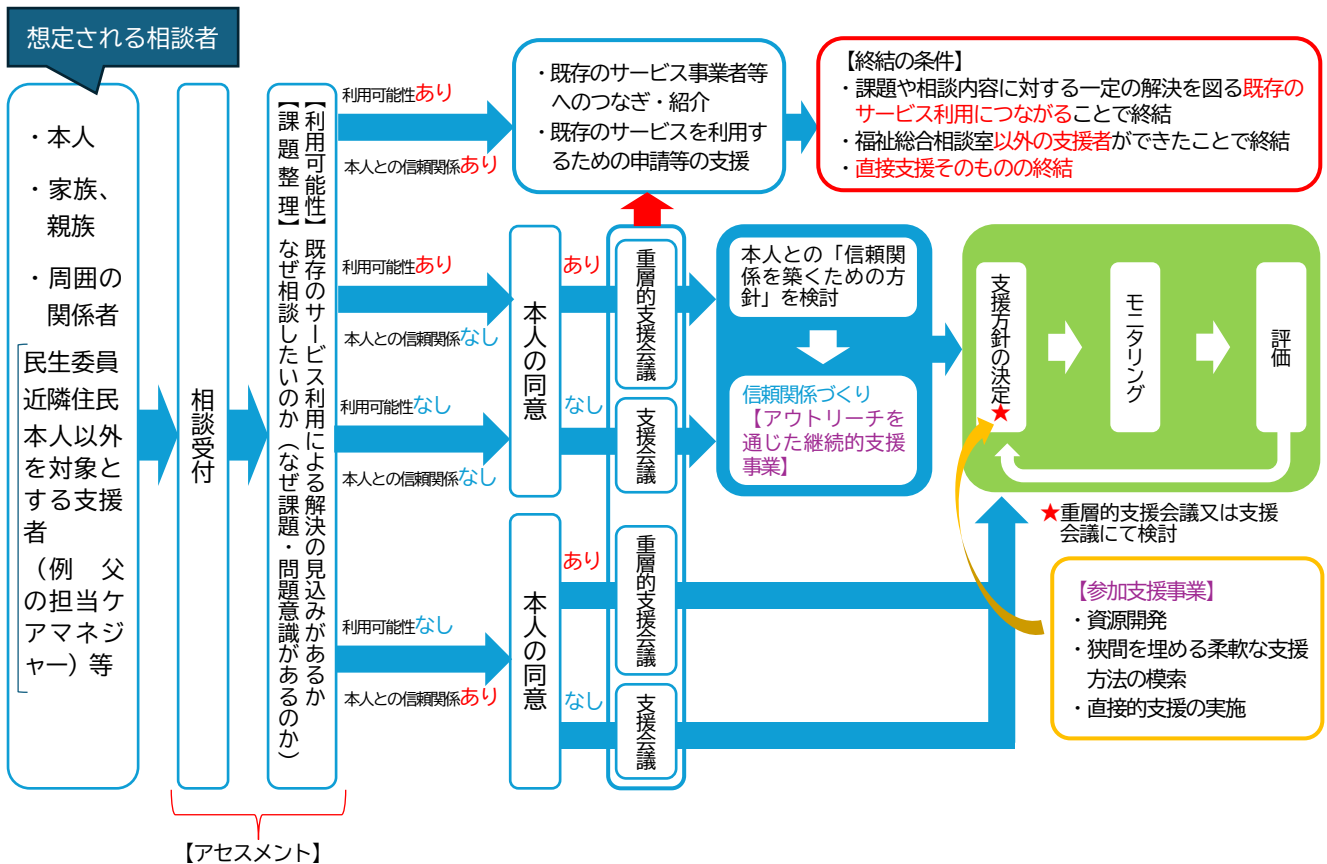
アウトリーチ等事業を通じて、本人と信頼関係が形成され、同意が得られた場合には、多機関協働事業によるチーム支援につなげるとともに、参加支援や地域づくりへの移行も検討していきます。

〈アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 支援内容の概略〉



(4) 蒲郡市福祉総合相談室における相談支援フロー

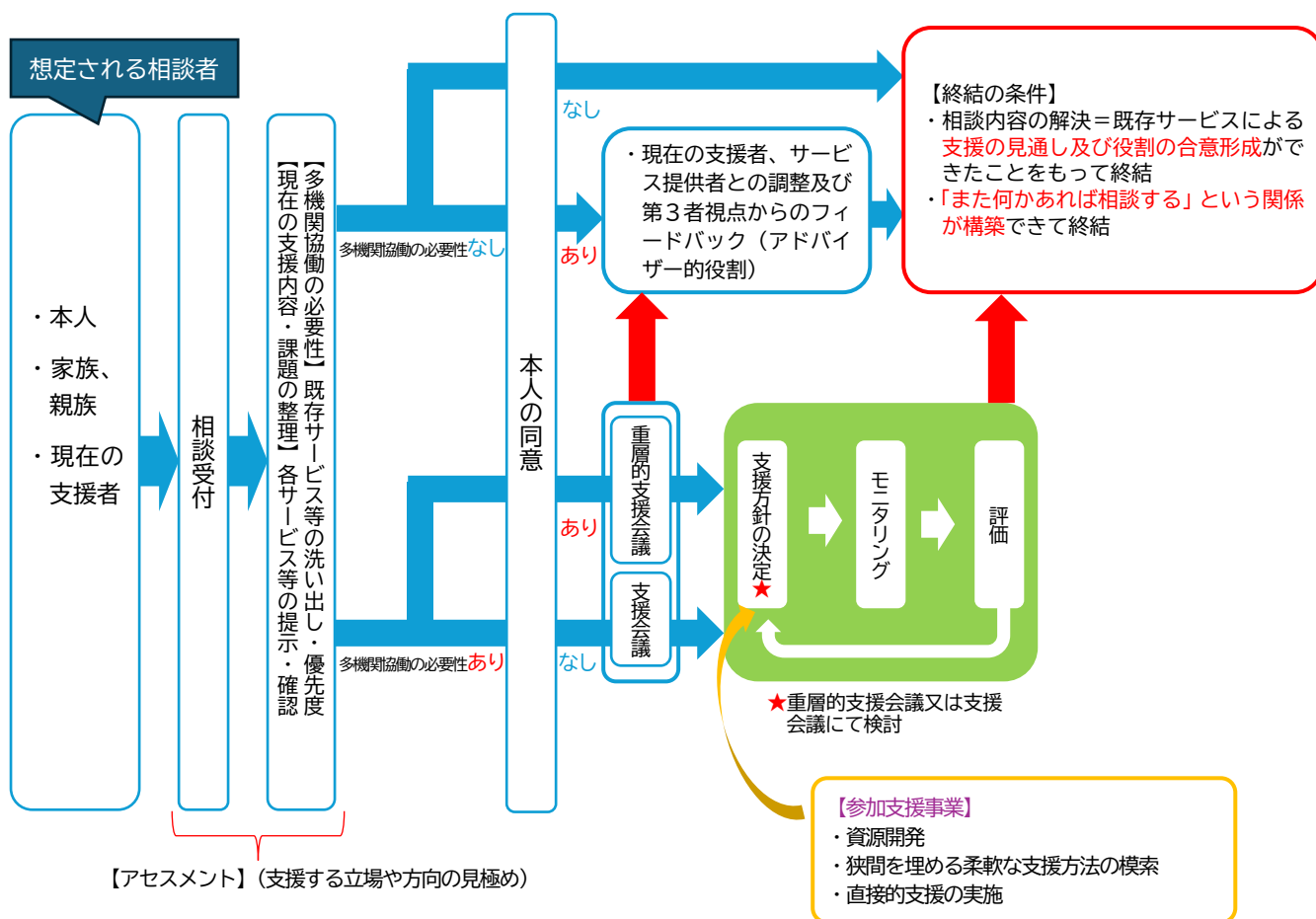
① 支援者・相談者がいない、サービスを利用していないケース



【福祉総合相談室の終結にあたっての基本姿勢】

利用者本人が福祉的資源や相談相手など、社会的なつながりを作ることをゴールとする。

②継続的な支援者・相談者がいる、サービスを利用しているケース



【福祉総合相談室の終結にあたっての基本姿勢】

- ①サービス提供者など直接支援者や既に担当者となっている者との調整役であり、現在の状況を整理し、「ミスマッチ」「ズレ」を修正するイメージのゴールを目指す
- ②何かあったときの「第2の相談先」としての立場や関係性の構築
- ③既存のサービスによる支援では本人のニーズに応えられないときは直接支援や資源開拓

2 参加支援

参加支援事業に関する体制

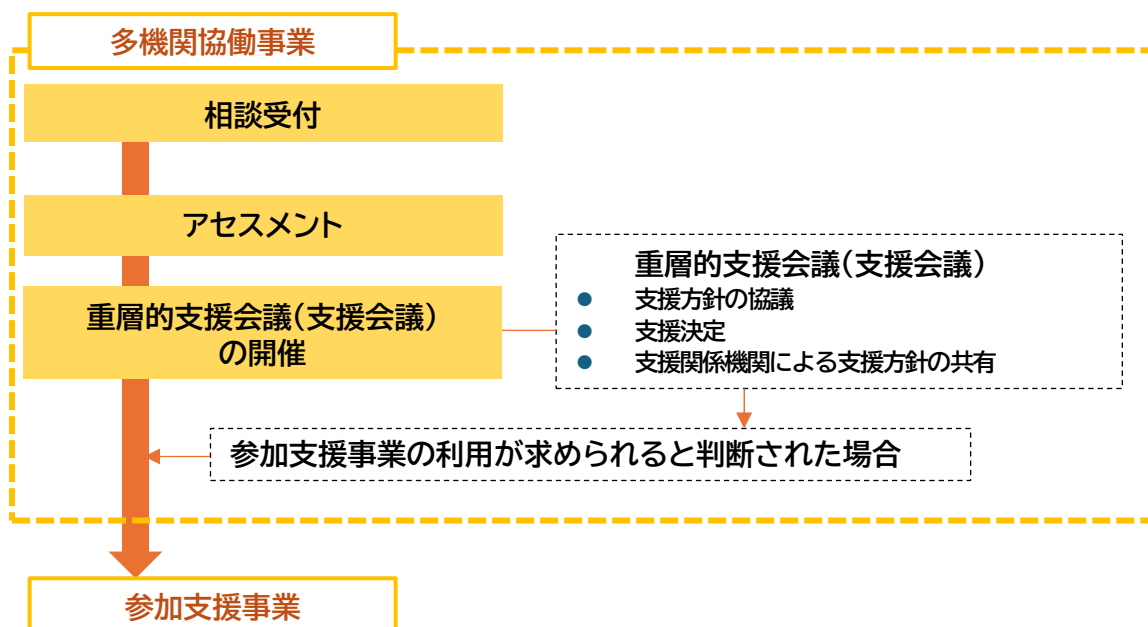
参加支援事業は、社会とのつながりが薄く、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯における個別のニーズ等に対応しつつ、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本市では、包括的相談支援事業や多機関協働事業による支援を実施する中で、制度の狭間にある課題を抱える本人と社会とのつながりの回復や、自己肯定感・有用感など生きる力の回復に向けて、相談員やC S Wが中心となり、本人やその世帯の希望や意思を尊重しつつ、就労支援や居場所、各種活動など、ニーズに応じた支援メニューとのマッチングを行います。

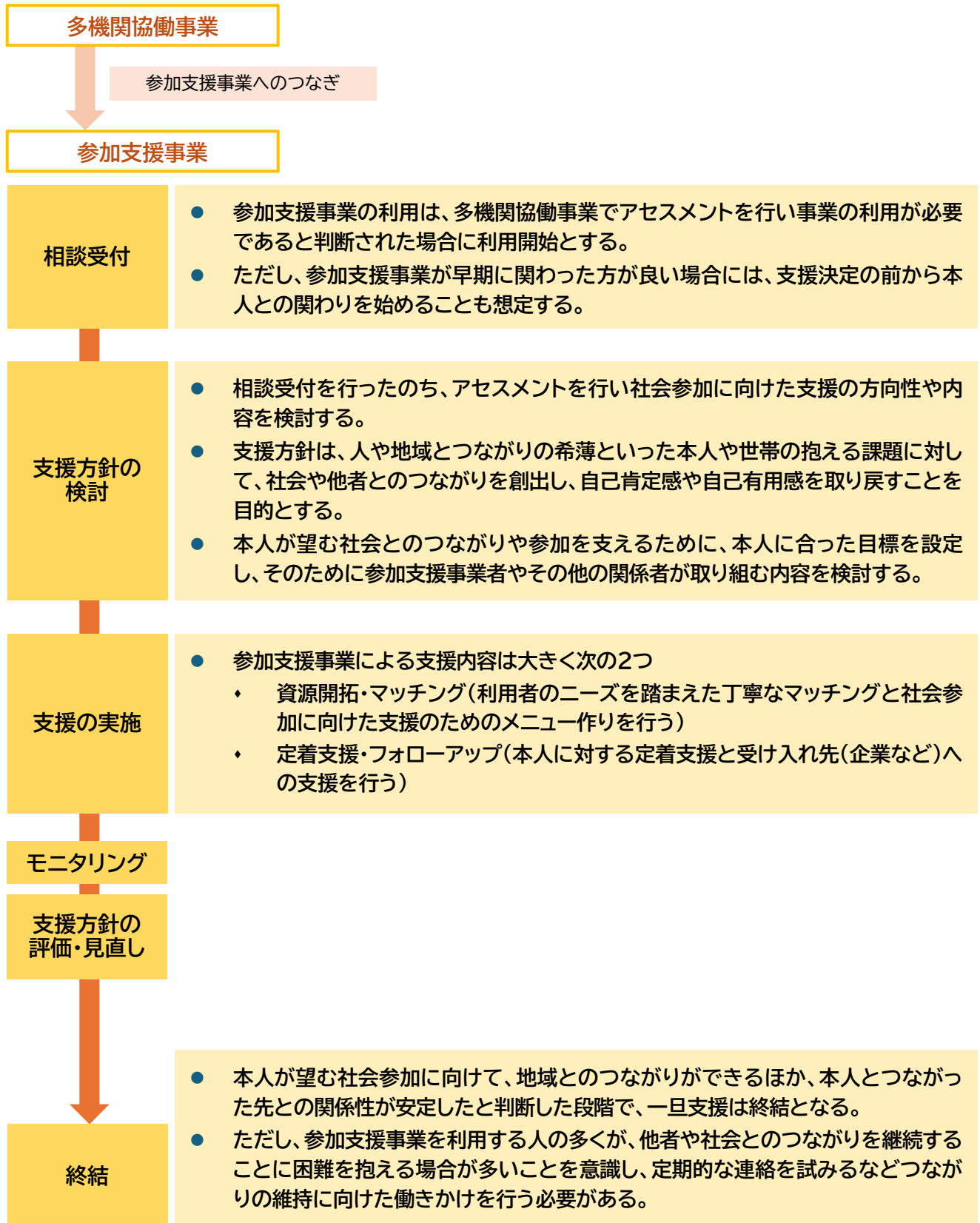
マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援を行います。

支援メニューの充実に向けては、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、市が行う福祉サービスの拡充を図るとともに、地域づくり事業等の取組を通じて、連携・協働を図る中で、事業者や民間団体等と連携し、多様なニーズに対応した新たな社会資源づくりを検討します。

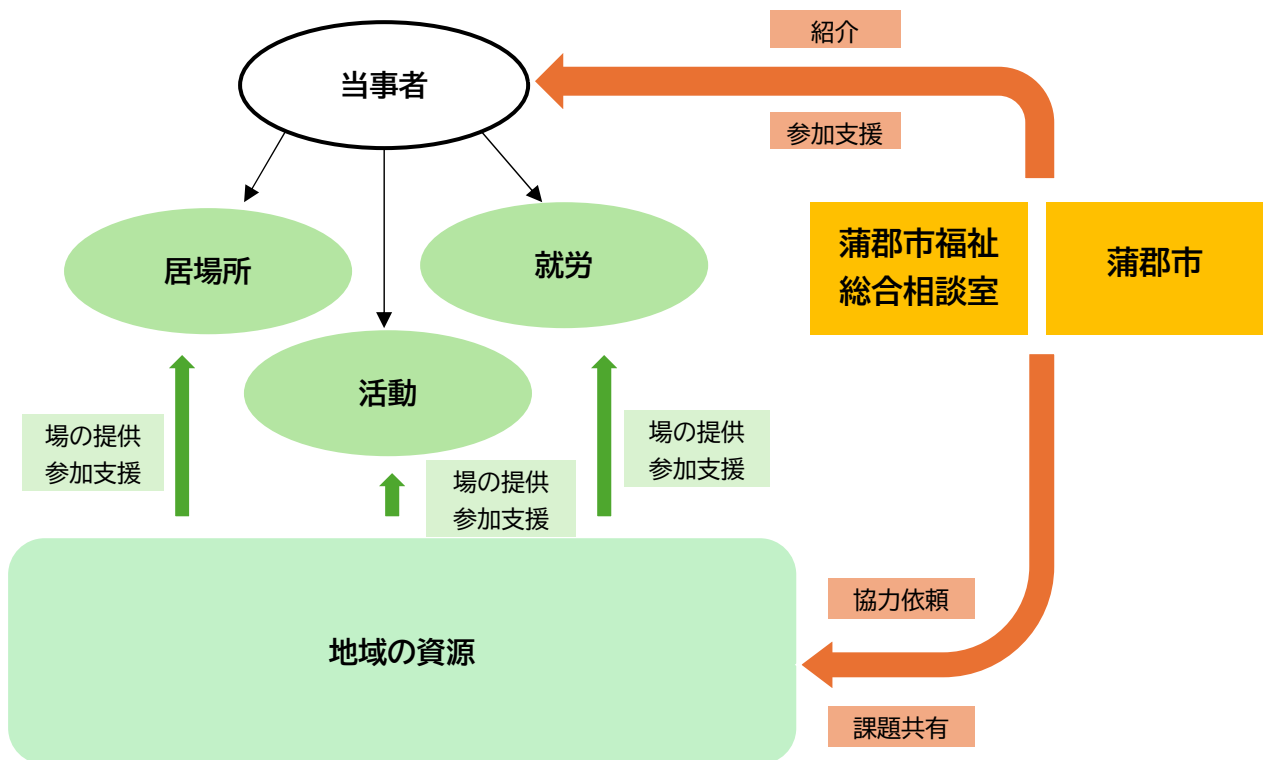
〈多機関協働事業から参加支援事業へのフロー〉



〈参加支援事業の支援フロー〉



〈参加支援事業による支援の実施イメージ〉



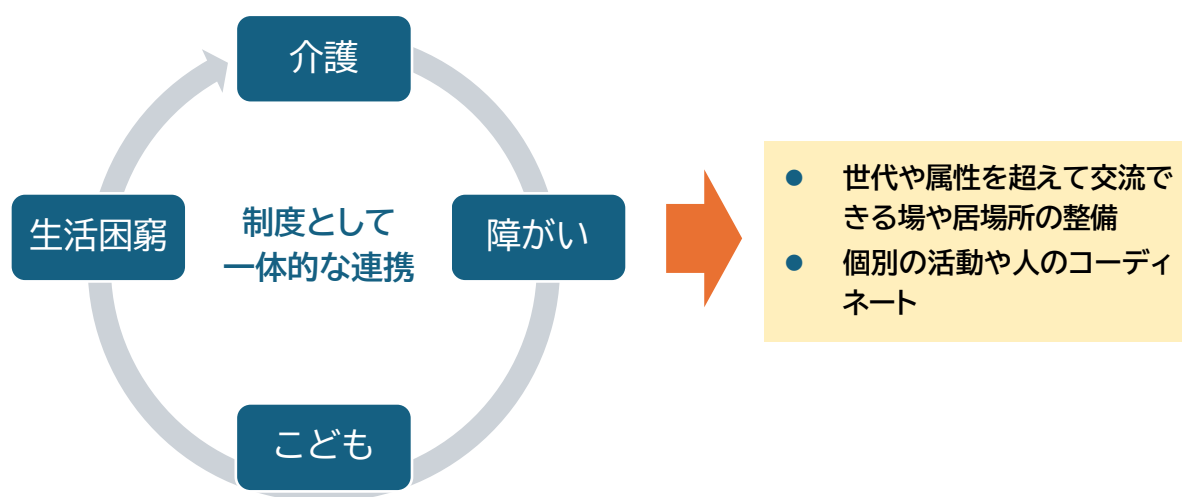
3 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業に関する体制

地域づくり事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、「世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること」、「交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること」等、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を推進します。

多様な主体が集い、支え合いの地域づくり（地域支え合い座談会）などの既存のネットワークや話し合いの場等を活用・拡充しながら取組を進めるとともに、CSWとSCが協働して、地域で実施される活動や人などを把握し、コーディネートするなど、人と人、人と地域がつながり合う地域づくりを目指します。

〈地域づくり事業として一体的に行う事業〉



〈地域づくり事業による取組イメージ〉

取組	考え方	具体例
世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備	● 人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティネットの充実を図る。 ● 高齢者・障がいのある方・子育て中の親子・生活困窮者等、多様な居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進める。 ● 個々の拠点(施設)内の空間や時間で区分する(部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける)等の工夫により、各事業における対象者が利用する場としての特長を保ちつつ、個々の拠点の利用者の範囲を多機能化する。	● 地域支え合い座談会 ● 多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等 ● CSW及びSCの配置 ● 他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材との連携
個別の活動や人のコーディネート	● 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていく。 ● 多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりを持つ。 ● 地域づくり事業の展開において地域住民による既存の取組の継続を妨げることがないように留意する。	

重層的支援体制整備事業実施体制表

包括的相談支援事業

【第1号のイ／地域包括支援センター運営事業】

事業内容	総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、権利擁護のために必要な援助
支援対象者	65歳以上の高齢者及びその家族等
支援機関	● 基幹型地域包括支援センター…1か所（委託） ● 地域型地域包括支援センター…5か所（委託）
所管課	長寿課

【第1号のロ／障害者相談支援事業】

事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介
支援対象者	障がい児者及びその家族等
支援機関	● 蒲郡市障がい者支援センター…1か所（委託）
所管課	福祉課

【第1号のハ／利用者支援事業】

事業内容	母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの策定
支援対象者	こどもや子育て家庭、妊婦
支援機関	● 子育て支援センター…3か所（直営） ● 児童館…7か所（直営） ● 保健医療センター（直営） ● こども家庭センター（直営）
所管課	子育て支援課

【第1号のニ／生活困窮者自立支援事業】

事業内容	生活困窮に対する包括的な相談支援、自立の促進
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）
支援機関	● 蒲郡市福祉総合相談室…1か所（委託） ● 福祉課
所管課	福祉課

多機関協働事業

【第5号・第6号／多機関協働事業、支援プラン作成事業】

事業内容	相談員による重層的支援会議及び支援会議の運営
支援対象者	複雑化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人とその世帯等
支援機関 (会議参加者)	● 蒲郡市福祉総合相談室…1か所（委託） ● 蒲郡市社会福祉協議会 ● 蒲郡市障がい者支援センター…1か所（委託） ● 基幹型地域包括支援センター…1か所（委託） ● 長寿課 ● 福祉課 ● こども家庭センター（直営） その他 ケースによって支援機関が異なります。
所管課	福祉課

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【第4号／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業内容	情報収集及び対象者の把握、関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援機関へのつなぎ
支援対象者	ひきこもりやセルフネグレクト等、潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯
支援機関	● 蒲郡市福祉総合相談室…1か所（委託） ● 子ども・若者相談窓口…1か所（直営）
所管課	福祉課・生涯学習課

参加支援事業

【第2号／参加支援事業】

事業内容	本人のニーズや課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり
支援対象者	ひきこもり等、社会とのつながりが薄く、狭間のニーズを抱える人・世帯
支援機関	● 蒲郡市福祉総合相談室…1か所（委託）
所管課	福祉課

地域づくり事業

【第3号のイ／地域介護予防活動支援事業】

事業内容	介護予防サポーターの養成、住民主体の憩いの場等の活動支援、介護活動を支援するボランティアの支援
支援対象者	高齢者及びその支援に携わる者
支援機関	● 蒲郡市社会福祉協議会 ● 基幹型地域包括支援センター…1か所（委託） ● 地域型地域包括支援センター…5か所（委託）
所管課	長寿課

【第3号のロ／生活支援体制整備事業】

事業内容	SCによる支え合いの地域づくり（地域支え合い座談会）運営、生活支援サービスの担い手の養成、地域に不足するサービスの創出、体制づくりのネットワーク構築、地域のニーズとサービス提供主体の活動マッチング
支援対象者	高齢者を含む地域住民や団体
対象地域	第1層（市内全域）、第2層（市内11公民館区）
支援機関	● 大塚座談会（こもれび）【大塚公民館】 ● 三谷座談会【三谷公民館】 ● 東部座談会【東部公民館】 ● 北部座談会【北部公民館】 ● 西部座談会【西部公民館】 ● 蒲郡座談会【蒲郡公民館】 ● 府相座談会【府相公民館】 ● こえ座談会【小江公民館】 ● 塩津座談会【塩津公民館】 ● いとより会【形原公民館】 ● 西浦座談会【西浦公民館】
所管課	長寿課

【第3号のハ／地域活動支援センター事業】

事業内容	日中活動の場を提供し、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う
支援対象者	障がい児者等
支援機関	● しおさい（障がい者支援センター内）…1か所（委託）
所管課	福祉課

【第3号の二／地域子育て支援拠点事業】

事業内容	児童及びその保護者に交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談指導、関係機関との連携、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。
支援対象者	子育て家庭の親とそのこども
支援機関	● 子育て支援センター…3か所（直営）
所管課	子育て支援課

【第3号のホ／生活困窮者支援等のための地域づくり事業】

事業内容	C S WとS Cを中心に、課題を抱える方のニーズの把握、支援方針の検討、課題を複合化・複雑化させない予防的措置の実施
支援対象者	生活困窮者等
支援機関	● 福祉課 ● 蒲郡市福祉総合相談室…1か所（委託） ● 蒲郡市社会福祉協議会
所管課	福祉課

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画及び重層的支援体制整備事業は、市の関係課と蒲郡市社会福祉協議会等で構成するプロジェクトチーム（福祉総合支援チーム）を組織し、分野を超えた関係課の連携と社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携・協働により推進を図ります。

2 体制強化に関する取組

事業を実施する体制を整えるため、以下の取組を進めていきます。

- 事業の理解促進や相談受付のスキルアップのための庁内職員向け研修会等の開催
- 事業の理解促進や多職種連携促進のための支援関係機関向け研修会等の開催
- 事業を周知するための関係機関や会議等に出向いての制度説明・出前講座等の実施

上記のほかにも、必要に応じて対応していきます。

資料（用語解説）

〔ア〕

■ アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることです。

■ インテーク・アセスメントシート

課題を抱えた人や家族との初めの面談（インテーク）の際と、支援やサービスの実施後の評価（アセスメント）の際に、本人等の基本情報とともに、課題や支援の方向性等を記入し、本人や支援者等と情報共有を図るための書類です。

〔カ〕

■ こども家庭センター

妊娠・出産・子育て・こどもに関する総合相談窓口です。地域の様々な施設や機関が協力し、妊娠期・子育て期・大人になるまでライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。こども家庭センターが中核となり、ネットワークの調整を行います。

■ コミュニティカフェ

地域の人たちが集まり、交流を行える場としての役割を果たしているカフェのことです。

■ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人材です。

〔サ〕

■ 児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■ 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進、社会福祉事業の健全な発達を目的とする法律です。平成 29 年に成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、地域福祉推進の理念が明示され、その実現に向け市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

■ 障がい者支援センター

障がいのある方やそのご家族の相談に応じ、これからの暮らしの支援をする蒲郡市社会福祉協議会が開設する相談窓口です。

■ 自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関です。

■ 生活支援コーディネーター(SC)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備し、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う役割を持つ人材です。

■ 青少年センター、子ども・若者相談窓口

市内で働く青少年を温かく見守り、非行防止と健全育成を進めることを目的とする機関です。青少年の犯罪被害防止やインターネット利用時の啓発活動、更にひきこもりや不登校などの困難を抱えたこどもや若者への相談活動を展開しています。

■ セルフネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否する等により、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態のことです。

[タ]

■ ダブルケア

家族や親族等、親密な関係の中での複数のケア関係を表し、例えば、「育児」と「介護」の同時進行（育児と介護という2つの「ケア」を同時に行っている）の状態を指します。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■ 地域ケア会議

地域包括支援センター等が運営し、医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議です。

■ 地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする計画です。

■ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の様々な支援を行う機関です。

[ハ]

■ 8050 問題

80 代の親が 50 代のこどもの生活を支えるという問題のことです。

[ヤ]

■ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

■ 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関です。

蒲郡市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 4 月 蒲郡市福祉部福祉課
